

2021年2月19日

ご退職された皆さまへ

こくみん共済 coop<全労済>
自治労共済推進本部福島県支部

「福島県沖を震源とする地震」の保障内容と審査方法等について

日頃より自治労共済に対してご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
また、2月13日（土）の深夜に発生した福島県沖を震源とする地震により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震により被災された場合の保障内容及び審査方法等については、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、審査方法は、現時点での取り扱いであり、今後変更となる可能性もあります。実際の取り扱いについては、こくみん共済 coop<全労済>損害調査部門（以下「**全労済**」とします）からの指示内容によりますことを申し添えます。

おって、共済金のお支払いにつきましては、迅速な対応を図るよう努めてまいります。事案により、やむを得ず対応が遅れる場合もございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

受付窓口は、**住宅災害受付センター**（電話0120-131-459・24時間・365日受付）となりますので、ご不明な点については、受付の際にお問い合わせください。

記

1. 「住まいる共済」の保障内容について



火災共済

（1）給付の対象となる損害（事由）

火災共済（住宅もしくは家財）に30口以上の契約があり、かつ、建物の損害額（全労済の認定基準に基づき計算された損害額）が20万円を超える場合に『**地震等災害見舞金**』の給付対象（ただし貸家契約・空家契約は対象外）となります。

■建物の損害額に含まれないもの

- ・付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害
- ・付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害
- ・付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害
- ・付属工作物（門・塀・垣根など）の損害
- ・家財の損害

(2) 保障額 (地震等災害見舞金)

給付事由		加入口数	
		～29 口まで	30 口～
全壊	70%以上	対象外	100,000 円
大規模半壊	50%以上	対象外	60,000 円
半壊	20%以上	対象外	50,000 円
一部壊	損害額が 20 万円超	対象外	10,000 円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません(※貸家契約、空家契約は対象となりません)。

※ 上記枠組みで記載のとおり、地震等災害見舞金については、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いを約束するものではありません。
(今後、同様の災害がおきた場合は、その都度の判断により本見舞金に関する取扱いが決定されることとなります。あくまで、「今回の地震における取扱い」としてお読み取りください。)

自然災害共済



(1) 給付の対象となる損害

① 地震等共済金

- ア. 建物の損害額(全労済の認定基準に基づき計算された損害額)が100万円を超える場合(家財契約のみの場合も同様)。
- イ. 建物の損害額が100万円に満たない場合であっても、家財の損害額(全労済の認定基準に基づき計算された損害額)が100万円を超える場合。但し、家財契約がある場合に限り適用し、家財共済金のみ給付

② 地震等特別共済金

自然災害共済(住宅もしくは家財)に20口以上の契約があり、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合

③ 付属建物等特別共済金

付属建物や付属工作物の損害額が20万円を超え、大型タイプの住宅契約に20口以上の契約がある場合

④ 傷害費用共済金

地震等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族が当該地震により180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

■建物の損害額に含まれるもの（一部壊の場合のみ認定対象）

- ・付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）の損害
- ・付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）の損害

■建物の損害額に含まれないもの（付属建物等特別共済金の対象）

- ・付属建物（物置・車庫・納屋など）の損害
- ・付属工作物（門・塀・垣根など）の損害

(2) 保障額

① 地震等共済金

給付事由		自然災害共済				
		大型タイプ		標準タイプ		
被害の程度	損害の程度	一口あたりの共済金	支払限度額	一口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・全焼	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊 大規模半焼		50%～70% 未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼		20%～50% 未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額	100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

② 地震等特別共済金（契約口数が20口以上の場合のみ）

給付事由	支払額	
	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が20万円を超え、100万円以下の場合	1世帯あたり4.5万円	1世帯あたり3万円

③ 属建物等特別共済金（大型タイプの住宅契約に20口以上契約がある場合のみ）

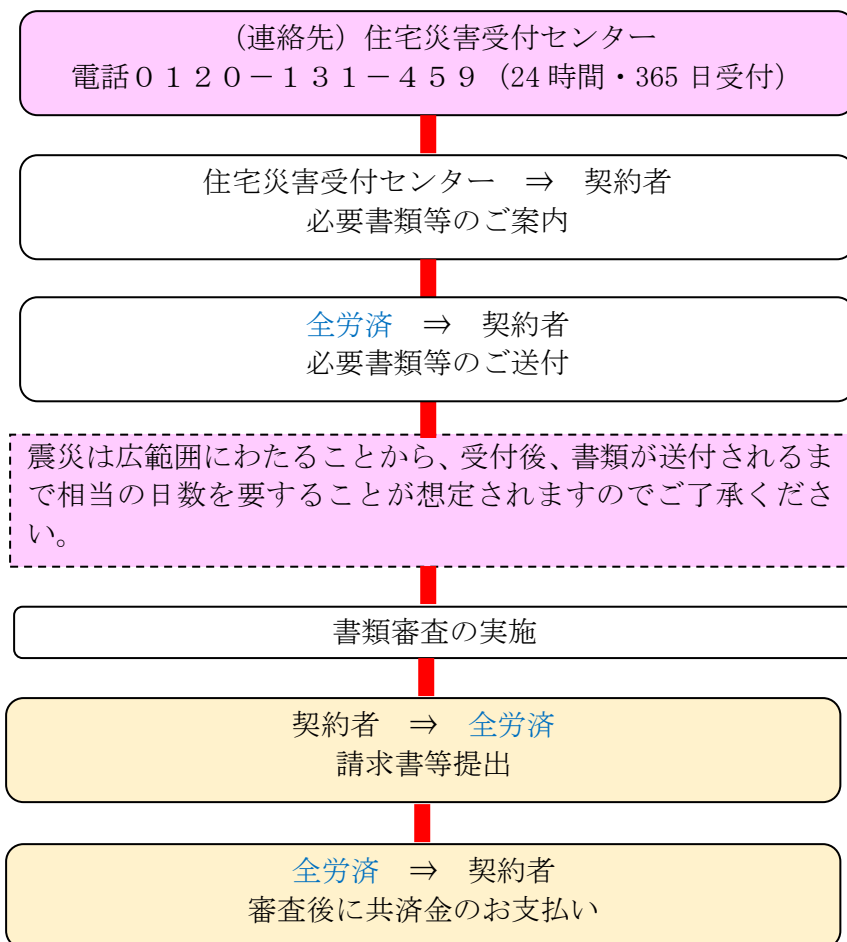
給付事由	支払額
付属建物等の損害額が20万円を超える場合	1世帯あたり3万円

④ 傷害費用共済金

1事故1名につき600万円限度（1口あたり最高10000円）

2. 被災報告(受付)について

(1) 手続きの流れについて



(2) 留意点

- ① 災害は広範囲にわたることから、受付後に書類の送付までに、相当な日数を要することが想定されますので、予めご了承ください
- ② 修理・片付け等される場合は、被災箇所の写真を撮っておいてください。また、業者等に修理を依頼する場合は、見積り・請求書(明細記載)を保管しておいてください。
- ③ 自治体発行の全壊、大規模半壊または半壊の罹災証明書がある場合は、罹災証明の損壊ランクで損害認定をおこないます。該当する罹災証明を取得済の場合は取扱いについて全労済にご確認ください。
- ④ 本チラシの「2. 被災報告(受付)について」以降の記載は、現時点での取り扱いに沿った記載となっております。今後取り扱い等が変わる可能性があります。また、個々の事案においては、追加書類の提出等が必要となる場合もあります。

3. 審査について

(1) 損害調査について

現場調査を省略し、書類審査による対応が基本となります。

(2) 書類審査時の提出書類

No.	提出書類	備 考
1	共済金支払請求書	
2	写 真	被害箇所の外観や部屋等の全体写真、被害があった箇所毎の周辺写真です。
3	被害状況自己申告書	契約者に損害箇所等について申告いただくものです。被害状況自己申告書の提出をもって、事故（罹災）証明書の提出を省略することができます。
4	修理業者の見積書 ※共済金額算定の参考とする	修理見積書が取得できる場合は提出いただきます（必須ではありません）。見積書には修理内容（修理する部材の仕様や数量など）が記載されていることが必要です。
5	労働金庫住宅ローン確認書	労金住宅ローン火災共済にご加入の場合必要となります。

(3) 罹災証明書の取り扱い

罹災証明・被災証明等については求めておりません。ただし、別項2・(2)・③に記載のとおり全壊・半壊等の記載がある罹災証明書については、罹災証明書に記載の損壊ランクで損害認定をおこないますので、発行されている場合は[全労済](#)にご相談ください。

(連絡先) 住宅災害受付センター
電話 0120-131-459 (24時間・365日受付)